

ども、いただいた意見は増税による市民への影響がないように努めていただきたいというようなご意見でございましたので、それについてはお答えさせていただきます。

現在、我が国の直面する重大な問題の1つは、少子高齢化に伴う現役世代の減少と高齢者の増加であると言われており、現役世代の減少は税金や社会保障料など国の収入を減らし、高齢者の増加は医療費を初めとする社会保障費を増大させていると。これは過去20年で3倍に社会保障費はふえてるわけですね。こういった実態を踏まえて、国は消費税を上げたんだらうと想定されます。これは私ども議論したわけじゃなくて、国会議員で議論いただいたわけでございます。

今泉議員おっしゃったとおり、この消費税増税の被害って言うわけじゃないですが、影響をできるだけ少なくするために、私どもとしては、先ほど言いましたように、さまざまな就業等々については最大の配慮を行ってますが、これは2%の増税は、ある一定程度、影響は出ざるを得ないと思ってます。したがって、それに対する国がPRに努めておる、いろんな例えば食品の中でこういったものが、いわゆる今までどおりの8%で、10%になるものはこういったものとか、そういった非常に判断に迷うものが多々ありますので、その辺はぜひ市民の皆様にもう間もなく10月ではございますが、いろんな形で消費税増税の影響を受けない部分について、少しでも負担が少なくなるような、そんなことや、あるいは実際消費税増税で困った場合の消費センター、1階の市民相談センター、そういったところでの対応に万全を期してまいりたいと思います。

○平 進介議長 14番、今泉春江議員。

○14番 今泉春江議員 今回の市長のおっしゃったように、市民に対してさまざまな点で対応をしていただければと思います。

質問を終わります。

○平 進介議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時20分 再開

○平 進介議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

梅津善之議員の質問

○平 進介議長 次に、順位15番、議席番号12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 15番目の質問になります。本当にお疲れさまだと思いますけども、最後までよろしくお願いします。

教育に関するこの質問がずっと3回目になりますけども、教育長も新しくなられたということで、ぜひお考え方を聞くので、明確な回答をお願いしたいと思います。

先週の土曜日、南中学校の運動会がありまして、実はうちの娘は2年生で、青組が優勝ということで、何を思ったか、声を出し過ぎて日曜日の夜から置賜総合病院の救急にお世話になっておりまして、5,000円払って。大丈夫ですと言われて、次の日、こどもクリニックに行ったんですけど、まだ二、三日寝てると大丈夫だなんて言われて、そうかと自分は思ったんですが。木曜日になっても治らず、その日の夜、もう一度置総に行きました。そしたら、たまたま耳鼻科の先生が当番医で、こんな状態でいつまで置いとくのやみたいなことを先生に言われて、お

父さんはびっくりなんですけども、すぐ緊急入院で、扁桃腺が腫れて、空気を入れるところまで塞がるちょっと前ぐらいだったもんで、12時過ぎぐらいに手術をしていただいて、膿を取っていただきました。先ほどやっと退院して、あしたの修学旅行に何とか行けるとか行けないとかみたいな話で、ほっとしてるところでございませうけども。前にもなったことがあるんで、治るかなと思ったんですが、びっくりしたんですけども、子供もびっくりで、5,000円が高いか安いかの話でなくて、ありがたいもんだなと私は思ったわけでした、たまたま耳鼻科の先生がいなければ、また処置がおくれて、間違いなく行けなかった。その日でも、先生は無理ですよ、10日なんてってはっきりその日の夜に言われたんですけども、何とかあした行けるよなんてことで、ほっとしてるところです。

教育にかかわることを教育長に今回さまざま聞くわけですけども、自分の子供もそんな思いを持って変わりたいなと思ひながら、今までの教育から大きく変わるような時代に入ったのではないかなと思ひしておりますので、ぜひ教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

1番目の質問からさせていただきます。学校教育のこれからということで、以前にも似たような切り口からお聞きしたと思ひますけども、今回は、教師が教えるから子供が学ぶへどう変わるかということでございませう。

今までの一律の教室の中で黙って座ってから、先生が淡々と教えていくような教育から徐々に徐々に変わるような状況がいろんな学校で取り組みが試されてると思ひしておりますし、当長井市内でも、もちろん伊佐沢小学校の英語教育から始まり、さまざまな形で実践なされてると思ひしておりますし、先生方自体もそういうふうに変わろうとしてるんだなという姿はすごく見えてると思ひしております。

そこで、教育長に自主的な、自発的な学習、

問題解決的な学習、体験的な学習、探求的な学習など学校現場で努力したことであると思ひますが、先生が用意する授業のように単元をこなすだけでなく、欧米のように何をどんなふうに通んで、自分が身につけたい力は何かということをお子たち自身が考え、積み上げていく教育に徐々に変えていかないと、いろんな多様性のあるお子たちを育てて、それを将来地元なり日本でお生きていくような教育を目指していただきたいと思ひますし、先生に怒られるからやめとこうとか、恐怖の指導なんていうことを言っているかどうかなんですけども、私たちの時代はそれでよかったのかもしれないですけども、今はそれを一生懸命変わろうとしている。そして、先生の言うことさえ聞いてれば何かなるよなんてことではなくて、指示を待って動くような人ではなくて、自分から考え、行動できるようなお子たちにしていかなければならないと私自身思ひしておりますので、その辺のお考えを教育長からお伺ひしたいと思います。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 まず、娘さんのことですけども、入院、退院なされて、あしたから修学旅行に行けるということで、お子供にとっては修学旅行ってすごく大事な思い出し、仲間と一緒にいったといういい体験ですので、ぜひ元気に行って、友達といい思い出を残してもらいたいなと、元校長としましては切なる願ひでございませうので、よろしくお伝えください。

さて、梅津議員のご質問にお答えしたいというふうに通ひます。

今、議員からありましたように、大きなくくりとして、今までの学校には限界があるのではないかということがございませう。このことについては、少し前置きが長くなるかもしれませんが、文部科学省の学習指導要領、この改訂と大きくかかわっておりますので、これについてちょっとご説明をして、少しご理解を頂戴したい

というふうに思います。

学習指導要領については、大体10年に1回改訂されます。今の学習指導要領の大きな流れをつくったのが平成10年、いわゆるゆとり教育ということで多分先生方ご存じだと思いますが、本来これはゆとりの中で課題をきちっと見つけて、時間をかけてその解決に使おうというふうなことで、決して授業内容を減らしていたりしてるわけではありません。そして、その後、平成20年度がこの改訂のさらにバージョンアップしたところですけども、これのキーワードが知識基盤社会、それからグローバル教育です。こういった世界の情勢に合ったときに、子供たちをどういうふうな力をつけて能力をつければ、未来世界で活躍できる子供ができるかというふうなことで、この改訂が行われました。

今回の改訂がちょうど30年度になるところでございますけども、小学校では来年度から、中学校では次の年から完全実施される学習指導要領、これに沿って学校や授業が構成されております。今回の学習指導要領の基本的な考え、それはやはり今までの学校の限界を見据えながら学校教育を変えようというふうな文科省の大きな方向性があります。今回の学習指導要領について少しご紹介したいというふうに思います。

学習指導要領の総則の解説書というのがございますけども、この一部を紹介すると、今、国が狙っているもの、願いがわかり、さらにお答えの一つのヒントになるというふうに思います。次のように書かれてあります。今の子供たちや、これから誕生する子供たちが成人として社会で活躍するころには、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急激に変化しており、予測困難な時代となっている。

こうした変化の一つとして人工知能、AIの

飛躍的な進化を上げることができるというふうに危機感を持っております。そして、次のような人としての強みをうたっております。人工知能がどれだけ進化し、思考できるようになったとしても、その思考の目的を与えたり、目的のよさ、正さ、美しさを判断したりできるのは人間の大きな強みである。そして、この課題を解決するために、今回の学習指導要領で3つの方針を掲げました。勝見議員のご質問にお答えした部分と重なるんですけども、ここに改善の一つの方向性が示されております。

1つ目は、子供たちが求められる資質、能力とは何かを社会と共有し、連携する。社会に開かれた教育課程を重視すること。つまり学校だけではもう子供は育たないと。教師の今の働き、勤務の状況を見ている、ここにはおのずと限界があるから、保護者と家庭と連携して1つのチームをつくって子供たちを育てていこう。いわゆるコミュニティ・スクールもこの考え方を踏まえた一つの取り組みであります。

それから2つ目は、生きる力というふうに文科省では言っておりますが、これは何を理解しているか、何ができるか、理解していること、できることをどう使うか。

3つ目が、どのように社会、世界とかがわり、よりよい人生を送るか。これがもう一つの子供たちの能力を限定した視点となっております。

勝見議員からあった全国学力・学習状況調査、今年度の調査は実はこの視点を見たときに、今の子供たちの学習の状況とか能力の状況を見てみたいというふうなことなんです。ですから、あながち一律点数を開いて何点だったということを文科省は知ろうとしてるのではありません。こういった課題を子供たちに提示したときに、どんな力が今不足しているのか、どんな力が伸びているのか、それを見たいのがいわゆる学力・学習状況調査だということもこの機会にお話ししたいというふうに、知っていただきたい

というふうに思います。

そして、3つ目が、ここが1つ目の質問とかかわるところですけども、授業を主体的、対話的で深い学びに変えると。そういう授業にしようというふうな方向性です。私たちもちょっとわかりづらい言葉だなというふうに思いますけども、ちょっと平たく言うと、自分の課題をちゃんと自分で見つけて、その課題を1人で取り組むんでなくて、友達とああだこうだと言いながら、討論しながら、それを突き詰めていって解決する。そして、それをいわゆる表層的な力ではなくて、生きる力にしっかりと身につけると。そういう授業をしていこうというのが大きな眼目であります。

さて、今のご質問にお答えします。教師が教えるから子供が学ぶ、どう変わるかということですが、結論から申しますと、この主体的、対話的で深い学びという授業に変えることが教師が教えるから子供が学ぶへ変わるための大切な視点であります。実はこれから学校が取り組むものではありません。もう既に市内の小学校、中学校、この視点で授業改善に取り組んでいるところです。

児童生徒がみずから課題を設定して、基礎的な知識、技能と思考力、判断力、表現力を総合的に活用しながら、主体的、共同的な解決に取り組む学習、いわゆる探求型学習、梅津議員からもご指摘がありました。これをしておりますが、この中心校となって頑張っているのが今の子供たちの声が聞こえてくる長井小学校、それから娘さんがいる長井南中学校、この2つがいわゆるこの中心校、先進校として平成27年度から研究をスタートさせ、県内の研究を牽引しているというふうなことです。

授業ですけども、例えばあしたから行く南中学校の「だがしや楽校」、それから先週行った北中学校の「あやめんご」、これは教科の枠を超えて、いろいろなところを耕していこうとい

う教科を超えた探求型学習の一つの定型的な例だというふうに思います。ほかにも、教科の中で行う探求型の学習もありますけども、これも小さなスパンではなくて、例えば10時間とか15時間をかけてゆっくりと子供たちに課題を見つけさせながら提示をして解決していくと。そういうふうなことも既に取り組んでいるところがございます。

その成果がほかの学校にも広まり、例えば今年度の学力・学習状況調査、この質問要旨のところ、こんな質問がありました。昨年まで課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますかという質問なんですが、これが非常に高いです。長井市の子供たち、小学生85%、中学生78%以上の子供がこれに対して肯定的に答えております。各学校において、とにかく授業を変えなきゃという、未来を見据えて子供たち主体の学習活動が行われているということ、ちょっと手前勝手ではありますけども、この数字からもわかるなというふうに思います。

ただ、気をつけたいのが、じゃあ今まで私たちが体系的にしてきた覚えるとか訓練するという、いわゆる鍛える学習等は要らないのかと。それは違います。やっぱりこれも必要なんです。例えば本市ですと、これを受けまして音読、暗唱、それから百ます計算、これは集中力を使って短時間に覚えるとか計算できるようになるという鍛える学習の一つです。ですから、何かのべつ幕なく何でも話し合えばいいというもんでなくて、要は鍛える学習と、みんなで課題に対して話し合っ解決していくという学習がバランスよく行われること、これがなかなか学校、実は難しいんです。話し合うと、のべつ幕なく話し合うほうに揺れて、鍛える、のべつ幕なく鍛える。本当はこの調和的にするのが一番なんです。ここがなかなか学校のさがっているか、頑張るところに頑張り過ぎで見えなくなっ

て、振り子のように振れると。ぜひこれからの研究では、そうではなくて、調和的に育てていきたいと。それらについては、長井市の学校教育の研修所ですとか、それから校長会で校長先生にもいろいろ提示していきたいなというふうに思います。

さて、今年度の学校研究発表会が11月の15日金曜日、長井南中学校で行われます。ここの学校の視点は、誰のための授業ですかです。10人だったら10人の子供でなくて、その中の一人一人の子供を見たときに、どんな授業があって、その子供を見たときに、きょうの授業はどうなんだろうかというふうなところで、授業もそうですけども、その後の事後研究会、これで子供を語るというふうなところを大事にしております。ぜひ議員の皆様もごらんいただければありがたいなというふうに思います。

1つ目の質問については、私からは以上でございます。

○平 進介議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 先進的に取り組んでらっしゃるということでございます。重々いろんな先生から話をお聞きして、私も半分ぐらいだけ理解してるつもりでおりますけども、その成果なりなんなりがやっぱり出てくるのには何十年か後になってしまうし、そう育てても決してそうならないこともあるかもしれないけども、子供たちにとっては、すごく生き生き、伸び伸びと学べる環境をみんなで作ろうとする姿はお見受けできるなと私自身も思っております。

ただ、2番目の質問に移るわけでありましてけども、そういういろんなことをやるがために、もちろん今までやってきたことも、学校行事であったり部活動であったり、もちろんこれは先生方の忙しさにもつながってくるんだろかなんていうふうに想像するわけですけども、学校経営に求められているいろんな特色と、今まで学校の行事であったり、もちろん中学校であれ

ば部活動であったりということがプラスキャリア教育、教育長が申し上げた、さまざまなことを取り組んでおられるけども、ばんばんになってるような気がするんですね。何も今までやってきたから継続してやらなければならないなんていうことは決してないわけで、だからといってこの行事は要らないんでないかなんていうことを軽々に判断できるものではないと思いますけども、やっぱりここは校長先生だったり、この仕事をやらなくていいという権限のある人は、そこでしかない。学校経営の中で非常に大切なことではないかなと、ふっと思ったところでございます。もちろん子供たちや父兄であったり、地域との信頼関係も含めて、さまざまな検討がなされていくと思いますけども、この辺について教育長はどのようにお考えでしょうか。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今のご質問でありますけども、1つは、学校の教育内容のバランスだというふうに思います。そこについては、学校が雪だるま式にどンドンどンドン膨らんでいるかという、そうではないような気がします。日常の授業は、どんなに授業が変わってもやるわけですから、それにプラスして何か何十時間も多くなねというふうなことではありません。

今、特色のある学校経営というふうなことで事前にいただけてます。じゃあ特に行事なんか減らしたりしたらどうなんべというふうなご心配もあるというふうに思いますが、実はこの特色ある学校経営というのは、平成20年度の学習指導要領、ここで実は強く求められているものです。何か特色あるというと特別なことをいっばいすんだべかということですけども、そうではないというふうに私は捉えております。

2つあると思っております。1つ目は、それぞれの学校で、学校や地域が誇りとして伝統としてきた校風とか教育活動もありますから、これを新たな改善を加えて、一層磨きをかけることだ

というふうに思います。それから、2つ目が学校や地域課題をやっぱりしっかり見据えて、今クリアしなければならない課題というのは学校それぞれたくさんありますから、これに向かって家庭の方、それから地域と共有して一緒になって取り組むと。これを特色ある学校経営だというふうに思います。

もちろん今お話があったように、これを行うのは各学校の校長です。何よりも校長のリーダーシップ、これが必要になってきます。この実現に向けて課題、それから先ほどの多忙化とか雪だるま式にふえているというふうなこともご指摘いただきましたが、これについて解決する手だてが、さっき一番最初に言った、いわゆる私はコミュニティ・スクールだというふうに思います。保護者ができること、地域ができること、学校ができること、それを子供を真ん中にして話し合っていくというふうなこと、それを推進することが一つの答えになるかなというふうに思っておりますので、特に校長が月1回ぐらいずつありますので、このときにもいろいろお話をし、ぜひ学校の核となる校長先生に活躍していただきたいと、そういうふうに思っております。

○平 進介議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 さまざまな過渡期で変わろうとするとときだと思っておりますので、ぜひ地域と一緒に頑張っていただきたいと思っております。

次に、3番目と4番目まとめてお聞きしたいと思いますけれども、今、教育長も地域とのかかわりを大切にして、地域に根差した学校経営をコミュニティ・スクールも含めて取り組んでいくんだというお話でございました。

部活動のことを一つ例に挙げたいと思っておりますけれども、今回から部活動支援員という制度を利用してお世話になっている状況にあると思っておりますし、この部活動を地域の方と一緒に協力して

やれないかと。さまざまな部活動、ことし南中学校の野球部が東北大会に行きました。県大会でもタイブレークの延長の末、準優勝ということで本当に素晴らしい結果だと思ったところです。その裏にあるのは、スポ少時代から親御さんも含め、コーチなどが充実しているということ、地域とのかかわりとして、たくさんの野球をやった方、OBの方が携わって育てていただいているという現状があるのではないかなと思っておりますし、南中の部活動を見ても、2年生、3年生それぞれにコーチが何人かついたり、非常にほかの部から見ればぜいたくなというか、ありがたいもんだなと思って私は見えています。やっぱりそういうことを地域の大人の方と一緒に協力している体制なんかつくれると非常にありがたいし、それが後世につながっていくような気がします。

サッカーの渡部選手が今もってコーチの高石さんに相談に来たり、いろんな子供たちにとってはJリーガーなんていうのはまさに夢ですよ。そういう人がすぐ身近に長井市にいますし、温かく見守っていく地域の支えが部活動や学校なり地域活動に寄与していくという姿が学校教育に、もちろん今、教育長もおっしゃったとおりで思いますが、かかわっていくということが非常に大切でないかなと思っております。もちろん学校だけでどうなるものではないと思っておりますので、地域の方々と協力いただける、温かいサポートできる方をそれぞれの学校であったり部活動であったりという、支えていく体制をとれるような方向に進んでいきたいなと私は思っておりますが、その辺は教育長いかがですか。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 それでは、3番目に予定された、いわゆる地域とのかかわりというふうなところも、この部活動を通してというふうなこと

で少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

中学校のご父兄ですので、ご存じのように、顧問が全部その部活動の担当のオーソリティーではありません。初めて持った先生もおります。全然知らなかった先生もいれば、小・中・高から頑張ってきてる先生もおります。先ほど、今お話があったように、部活動のいわゆる指導者については、ずっと前からスポ少の指導者あるなしにかかわらず、やはり地域の方、それから顧問の先生とのかかわりもありますけども、保護者の方からというふうなことで指導体制はつくっているというよりは、さっきの学校には限界があるのではないかというふうなお答えにもなるんですが、それは伝統的にどの学校でも、やはりそういうところで助けていただいております。ですから、ある意味で部活動というのは、地域の方、それから家庭との連携の上に成り立っていると。本来スポーツというのは、やっぱり社会スポーツがあって、子供たちがそこで活躍して頑張っていくというふうなところがまず一つの姿ではないかなというふうに思います。

じゃあ、学校の部活動って何だというと、これは教育課程の中にきちっとおさめられているものでありますから、教育の一環としてあるというふうな位置づけです。ですから、その部分教員ができること、例えばその中である人間関係のトラブルなんていうのは、これは教員でないとフォローできません。そういうふうなことで、うまく役割を分担しながらやっていくというふうなこと。これは繰り返しになりますが、どの学校でもやってることですし、そういうのはやっぱり大事にしていきたいと。それがやっぱり地域の子たちが帰って、いずれあの子たちがもしかしたら指導者、それから指導者でなくても生涯スポーツとしてこの地域で頑張っていく、1人1生涯スポーツにつながっていくんで

はないかなというふうに私も思いますので、ご指摘があった、みんなで部活動も支えていく、そういうことについては大事にしたいというふうに思っております。

○平 進介議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 本当に大切なことだと思いますので、それぞれの運動部、それは文化部にもかかわらず、いろんな形で地域の人がサポートするような体制が必要ではないかなと私自身も思っております。

次に、5番目です。AI搭載のタブレット端末の導入は検討しているのかということです。

一概にタブレットなんていうのはなかなか難しいのかもしれませんが、答えが一律の単純な計算であったり、もちろん英語もそうだろうと思いますけども、非常に子供たちの学習に差がついてくるということをお聞きしました。既に導入してやってる学校もあるそうですし、さらには、それを導入に当たって、逆のいい面でない面もたくさんあるということをお聞きしました。読解力、映像で入ってくるものに対して、子供たちが読む力なり理解する力が全くつかなくなるという弊害があるのではないかとおっしゃってる方もいらっしゃいます。

先生方の働き方改革も含めて、やがてはこういう教材が導入されてくるんだろうなと想像されるわけですが、この辺について教育長はどのようにお考えですか、お聞きしたいと思います。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 まず、AI搭載のタブレットについての市の進捗状況については、まずご説明しておく必要があるかなというふうに思います。1日目にも申し上げましたけども、長井市のほうのICT教育の充実についてはすでに述べたとおりで、非常に充実しております。タブレットについても、計画的に導入を進めているところです。新学習指導要領が先ほどお話しし

ましたように、来年度から小学校、次の年から中学校で実施されますけども、今年度から例えば致芳小学校を研究指定としてプログラミング教育の実践事例収集等を行っております。それから、情報教育推進員による指導や助言、それから民間事業者の支援を得ながら、未来を担う長井の子供の育成に努めているところです。

来年度以降ですけれども、文部科学省の新基準となる3つのクラスにおいて1人1台のタブレットパソコンの環境整備というのがございまして、その実現をすべき順次導入計画を進めているところでございます。授業中に考えたり共有したり議論するというふうな学びを深めることができる有効な学習ツールというふうに思っております。

それからもう一つ、先ほどお話しいただきました朝日新聞に載っていたタブレットを中心とした個別学習のことだというふうに思います。これについては進度差が非常に違って、いわゆる力の違う子供たちにとっては、あれは非常に有効です。一斉学習でわかんないときにずっと我慢している子供たちではなくて、そこにちゃんと自分の問いに答えを出してくれるというのは大事ですから、それはやはり大事にしていきたい。

ただ、同じように、先ほどお話しした深い学びというふうな視点については、これはみんなでないといけない。さっき鍛える学習と、みんな話合っって学習を調和的に使うというふうなことから、全部そういうふうなことにするというのではなくて、やっぱり一長一短ありますから、それをうまく活用する知恵は私、学校の教員はちゃんと持っているというふうに信じております。

○平 進介議員 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 私もそう願いたいわけですけども、先生が手元で子供たちがどれぐらいの習熟度かなというのがぱっとわかるって、

どこでつまづいてるかもすぐわかる。非常にいいことなんでしょうけども、それを頼るが余りに本来の教えなければいけない、理解しなければいけないことを省くという言い方は失礼かもしれませんけども、そういうことも考えられると思いますので、導入に当たっては、ぜひ教育も含めて先生方も一緒に勉強していただきたいなという、不安も含めての質問でございました。ぜひ早期に導入して、有効に使っていただいておりますし、そう願う一人でありますので、よろしくお聞きしたいと思います。

6番目ですけども、先ほどからずっと教育長が答えてることそのものだと思いますので、ここは飛ばして、次の2番目、いじめ、不登校についてということで、ちょっとお聞きしたいと。これも前の平田教育長にも同じような質問をしております。

ちょうど夏休みが終わって今ごろの時期に不登校になったり、みずから命を落としたりなんということがよくある時期であると思っております。そのそもその原因が今の学習指導要領にあるのではないかなんて思っている方が、これはその人の個人の私見であると思っておりますけども、教科書による学年ごとの内容規定や授業規定、そもそもそういうことが不登校やいじめになっている原因になるのではないかと思っております。だから、今、一生懸命変わろうとしているほうに私は早く、それぞれの教育、それぞれの子供たちに合った、一人一人が伸ばせる教育に早く変わってほしいものだなというふうに思ってる一人でありますけども。

今、当然特別支援の子供たちも、それぞれの学校に行ける、特別支援の部屋があるということをお聞きしましたし、困っている子供が何が困っているかということもやっぱり先生方が把握して、一人一人に手当てをしてあげないと、生徒がなかなか教室に入れなかったり

学校に来れなかったりするんだなというふうなことだと思いますし、いろんな選択肢が子供たちにあると、すごく子供たちがありがたい。自分自身の特性を知って、学校と生徒が個人の特性と向かい合って人生設計を学校で立てていけるなんていうことが非常に望ましい姿であって、そんな学校づくりを目指したいものだとということで、前回も申し上げましたが、広島県の教育長の平川理恵さんがそのように本に書いていらっしゃいました。全く私も思いを一つにするところがあったりするんで、あえて教育長にお聞きしたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 1つ目のいわゆる不登校のことについては、渡部秀樹議員のご質問でちょっと答えたとおりです。一人一人にそれぞれ課題があり、一人一人に原因があって、何かそれに網をかけて、一律にこういうふうなものが、子供たちがこういうもので、これが原因だということは私はないと思います。いじめについても、やっぱり集団上いろんなトラブルがあるわけですから、子供の特性もあるし、子供の気持ちもあるし、それにかかわってる子供たちも別々です。

ですから、一番大事なものは、やっぱりその子その子に当たることしかないというふうに思います。学校の一番の仕事は、やっぱりその一人一人の子供たちの話を聞き、例えばいじめでしたら、いじめという言葉そのものもちょっと私、好きじゃないんですけども、人間関係のトラブルでしたら、それにかかわった子供たちがたくさんいるわけです。そのときに、やっぱり一人一人と向き合って、今どういう気持ちなのか、そして、なぜこういうふうになったのかということ、それをまず大事にしていかなければならないというふうに思います。

先ほどの、今の例えば学習指導要領ですが、それから一律の学校教育が一つの要因になるというふうにお話がありましたが、私はそうは思っておりません。むしろその授業の中で、どれぐらい子供を見るかという教師の大切なこれ感性であり、視点だというふうに思います。それがあれば、私は制度に負けるような学校にはならないなど。山形県、そしてこの地区の場合、例えばいじめの認知件数というのが幸いという言い方がいいかどうかわかりませんが、ふえております。それは県でも言っているように、小さなうちからきちっと子供の兆しをちゃんと見つけて語り合ってる証拠です。そういうふうな学校をやはり目指したいと思うし、どの校長もそんな学校を目指しているというふうに思います。

○平 進介議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 教育長は、そんな認識はないということではございません。私は全然ないなんていうことではないと思います。今、教育長がおっしゃったことも当然だと思いますし、先生方一人一人が小さいことも見つけて子供に対応してる姿を思えば、一律の教育が全て原因になってるのではないかなということでもないということではございますけども、一つの要因としては、ないこともないんでないかなと、ふと私は思ったりします。やっぱり授業についていけなかったり、体育が得意でなかったり、ちょっとつまずいたりすると、嫌だな、ちょっと行きたくないなんていう子供がいてもおかしくないし、やっぱりそういうことも学校で支えながら、認めてあげて育てていくというふうなことが非常に大切ではないかなと思っておりますし、この項の最後です。

一人一人を本市における教育と、それぞれの子供たちの目線で学びに導いていくには、やっぱりいろんな個性を生かせる教育が非常に重要ではないかなと私は思っております。決してみ

んなが一緒になくて、得意、不得意をお互い認め合って育てていけるような環境をぜひ教育長にはつくっていただきたいと思いますので、その辺をお答えいただきたいと思います。

○平 進介議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 これについては私、金子議員からいただいた教育方針のところでもお話ししたところです。一人一人を見詰めて、その一人一人のよさを見つけて、それを伸ばす、それを大事にしたいというふうに思います。

最後のご質問ですけれども、これはちょっと青臭いと言われるかもしれませんが、私、先輩の先生から次のことを教えられました。これ教育の革新だと思いますし、どの先生にも持っていたきたい視点なので、ご紹介させていただきます。事実は1つでも、真実はそれぞれあるという言葉です。例えば遅刻をしてきた子が3人いました。遅刻という事実は1つですけれども、それぞれ背負っているものとか真実は別々だろうと。その子供の背中にあるものを見つけるのが教師だと。それが恐らく先ほどの梅津議員の答えにもなるのではないかなというふうに私は思います。

子供の一人一人の顔を見たときの、その子供の真実がわかる。そういう教員を1人でも2人でもふやす。そういう学校をつくるということが長井市の学校にとっての、いろいろな整備で充実させていただきましたので、画竜点睛ではないですが、それに目を入れる、心を入れる、それが私の仕事だというふうに思っているところです。

○平 進介議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 ぜひ教育長、新たに変わろうとしている教育長井を実践していただけるように頑張っていたきたいと思います。

最後にですけれども、あした修学旅行、実はさっきの昼のニュースだと山形新幹線がとまってしまうということでございましたけれども、もう動き

出したかどうかですけれども。中学校1年生のときからキャリア教育の一環として地域を学ぶということで、3年生になると職場体験も含めてやるのかななんていう想像をするわけですけれども、蒲田駅前西口広場で「だがしや楽校」ということで先生にパンフレットをもらってきました。すごいと思うんですね。実は私も議員していながら、こんなことが長井にあるんだって、どっきりするみたいなことを子供たち自身がみずから学んでやって、あした多分発表したりPRしたりしてくるんだろうななんていうことです。4組あって5班で20班のそれぞれのPRすることを1年生のときから学んで、ちゃんと自分たちが紹介するパンフレットもつくってやっているんですね。

一例を紹介したいと思いますが、「ほっぺたがおちる長井のみそ」とか、「長井のうんめえ漬物」、「長井のけん玉」、「花の妖精が住む町長井」、「ひと口飲んでみて珍しい長井の水」、「ゴーゴーレッツゴー長井ダム」、「長井の観光巡り」、「ドゥーユーノー長井シティー」、英語で紹介するという班。「馬過ぎさくらフランク」、「聞いてけるおらんだラジオ」、「さくっ！もちもちパイ」、「夏の昼のフットパス」、「卯の花姫に会ってみねが、長井の贅沢な温泉」、「お菓子の名店」、「長井の伝説！河井ブドウ」、「元気の源行者菜パワー」、「健康にいい玉コンニャク」、「くれないのトマト」、「みずみずしくておいしい九野本キュウリ」などなど、1年生のときにちゃんと教育したこと、学んだことを多分あした「だがしや楽校」で発表してくれると思うんですけれども、まずは市長も議長も、あしたいらっしゃるということで、まず大田区の方々にいろんな準備をしていただくのに本当に感謝申し上げたいし、小さいころ、中学校のころから、こうやって地元を学ぶということは非常に大切だと思いますし、それでいろんな気づきがあると、もっと私

はうれしかなと思いますし、人とのかかわりや、それを持って成長している子供たちが本当に輝いて見れるなど思っております。一つ紹介しておきました。

では、次の質問に入りたいと思います。大きな2番目です。農地転用と農業振興についてということで、まず農業委員会の事務局長にお伺いしたいと思います。

道路を整備していくと、どうしても長井市にも工業団地であったり工場誘致のできるような場所なんていうことを盛んに求められていくことだと私自身も思っておりますし、重要なことだろうと思っておりますし、これから十二分に考えていかなければならないと思っております。転用の考え方や面積による許認可の範囲などの決まり切ったことを農業委員会の事務局長にお聞きをしたいと思っております。

○平 進介議長 沼澤孝典農業委員会事務局長。

○沼澤孝典農業委員会事務局長 農地転用の考え方や面積による許認可の範囲というふうなことで、農地法の第4条に農地の転用の制限についての規定がございます。転用制度の趣旨につきましては、国土の計画的かつ土地利用の観点から、農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りつつ、優良農地を確保することによって農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを目的とするとされています。

実際の転用でございますけれども、転用の許可につきましては、主に立地基準と一般基準、2つの基準によって判断をされているところで、初めに、立地基準でございますけれども、営農条件及び周辺の市街化との状況から判断して適当な場所かという視点から判断をするものでございます。申請地、農地でございますけれども、5区分ございまして、農用地区域内にある農地、それから甲種農地、第一種農地、第二種農地、第三種農地、以上と区分した上で、その農地区分によって許可の要件が実は変わって

まいります。

申請地が農地の集団に含まれておりまして、生産性が高い農地ほど転用の許可の条件は厳しくなっております。反対に市街地に近い農地、三種農地のほうでございますけれども、そういったところであれば許可が出やすくなっております。一般基準でございますけれども、事業が適正に行われる見込みがあるか、さらには近隣の土地所有者や耕作者から同意を得ているかなどといった視点で判断しているところでございます。

また、大規模な転用の場合は、道路、水路のつけかえも伴うこともございますので、それぞれの管理者との事前協議が済んでいるかという点も審査の点では重要になってございます。

転用手続の際の範囲、面積でございますけれども、農地転用する際には、長井市の農業委員会で議決した後、山形県知事の許可が必要となります。その際に、30アールを超える面積を転用する場合は、許可する場合に県の農業会議の常設審議会の意見聴取が必要となりまして、さらに4ヘクタールを超える面積を転用する場合には、大臣との協議、実際は東北農政局長となりますけれども、その協議も必要になります。

○平 進介議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 ありがとうございます。済みません、次、会長にお伺いしたいんですけども、農業振興地域から工業団地であったり、また工場用地などに転用する場合、例えばどのぐらいの期間がかかったり、許認可として農業委員会の会長としてかかわられる考え方も含めてお伺いしたいと思います。

○平 進介議長 寒河江 忠農業委員会会長。

○寒河江 忠農業委員会会長 農振除外に係る答弁になるというふうに思います。

初めに、農振農用地区域内については、ご承知の方は大勢いらっしゃると思うんですけども、原則農地転用はできません。よって、新たに転

用を行うためには、農用地利用計画を変更して農振農用地区域から除外する手続が必要となります。以下、詳細については事務局長のほうに説明をお願いしたいというふうに思いますが、私の見解については後ほどの質問のときにまとめてさせていただきます。

○平 進介議長 沼澤孝典農業委員会事務局長。

○沼澤孝典農業委員会事務局長 農振地域から除外する手続等々について、その詳細についてご説明を申し上げたいと思います。

農業振興地域の整備に関する法律第13条2項でございますが、変更の際しての要件が5つ定められておまして、1つには、変更に係る土地を農用地以外にすることが必要かつ適当な場合であって、農用地区域外の土地をもってかえることが困難である、いわゆる代替地がない場合に相当することでございます。

2番目につきましては、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、そのほか土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない場合。

3番目として、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

4番目については、農用地区域内の水路や道路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

さらに5番目として、いわゆる圃場整備等々の土地改良事業が完了して8年を経過していないものについては許可ならないというようなことになっております。

実際の除外の手続につきましては、先ほど申し上げました農地転用の要件も満たすことが必須でございますので、確実に転用する見込みがない農地については除外できない。さらには、不要不急のものではないこと。それから、面積が過大でないこと。それから、代替性がないこ

となど、それら全てを満たす必要がございます。実際には、工場等を想定してというふうなことだと思いますけれども、立地の概要、特に場所、必要とする面積、さらには進入路をどこにとるかなどといったところまで、ある程度具体化した以降でないとは十分な事前協議できないというふうなことになりますので、除外の手続についても進められないというふうなことになってございます。

○平 進介議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 なかなかハードルが高いんだなということを認識しておるわけですし、一農家としてもなかなか複雑な思いでございます。

3番目、最後の質問になるわけですが、会長としての基本的な考え方、さらには他産業とのバランスや地域住民の理解であったり、農地を持つて、今、私は古い人間なもので、そう思うんですけども、やっぱり親から引き継いだ田畑を放すと思ったり、農地以外の利用にする気持ちなんかは複雑な思いが必ずあると思いますし、そういうことを配慮した中で、さまざまな考えを農業委員会の会長としてお伺いしたいと思います。

○平 進介議長 寒河江 忠農業委員会会長。

○寒河江 忠農業委員会会長 梅津議員はなかなか振り幅が広くて、パーフェクトに答えられるかちょっと自信がありませんけれども、私は今現在このように考えております。農地転用につきましては、先ほど局長から説明があったとおりであります。その中で、立地基準と一般基準により判断をするというふうに説明があったわけですが、繰り返しますけれども、立地基準というのは法的な区分になるわけです。

他方、もう一方の一般基準というのは、これはどちらかという客観的な基準だというふうに認識しております。どういうことかといいますと、例えば日照権での問題が発生しないか

であるとか、騒音であるとか、においでであるとか、あときのうあたり台風きてます雨水の排水、雑排の排水をどうするのかといったような客観的基準、他に迷惑をかけないべかという観点で判断されるのが一般基準であります。

私は、どちらかという、この一般基準のほうに重きを置いてというか、これを見落とさないように判断をしております。どういうことかといいますと、やっぱり地域調和、農地を転用していくということは地域調和と地域の合意が大事だろうというふうに常々認識をしております。

近年、グローバルな時代に入ったと言われております。私は余り経済のことは詳しくないんですけども、グローバル化になったことによって、効率性、どの分野でも求められていると。これも認識しております。その過程にあつての農地法の改正であつたり、規制緩和であつたりしてるんだらうなというふうに私なりに感じ取っております。その中で、やっぱり経済発展のためには転用もやむなしという考えももちろん私もあります。

そこで、忘れてならないというのは、やっぱり当たり前に見える田畑というのは我々の生活空間です。ですから、この農地を守り、生かすという地域政策といいますか、これを忘れてはならないんだらうなというふうに思ってます。この点を大事にして長井の農業を見守っていきたいと、農地を見守っていききたいというふうに思っております。

○平 進介議長 12番、梅津善之議員。

○12番 梅津善之議員 以前にというか、むやみやたらな転用は認めないなんて大きい声で言いながら、積極的に転用していった会長がいらっしゃるかどうかはわかりませんが、ぜひ地域で見守りながら、地域の産業の振興も含めてご議論いただいて、ご検討いただければと思います。

○平 進介議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後4時18分 散会